

江府町条例第2号

江府町立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の廃止をここに公布する。

令和7月3月21日

江府町長 白石祐治

江府町立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例を廃止する条例

江府町立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年条例第1号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。